

全国統一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 砕石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

元請ゼネコン各社は直工費分の単価を支払え

本社交渉 建設産別対策委員会 第20次ゼネコン要請

建設産別対策委員会は、11月14日～15日、第20次ゼネコン本社交渉行動を実施しました。本部役員と中央生公連、首都圏建設共闘、全国ダンプ部会を含む建設業種の各支部からの代表者21名が参加しました。今回は、竹中土木、安藤ハザマ、西松建設・大豊建設・フジタ・奥村組・五洋建設・

全国ダンプ部会は、①震災がれき処理事業、復旧工事等の使用促進措置、②直接工事費の支払い（常用単価4万円以上）、③1人親方労災保険の加入促進を求めました。「がれき処理、復旧工事等の使用促進措置」については、「国や被災地など各県が出している諸通達は承知している。現場毎に合理的に判断して対応する」と各社は回答。単価については、「下請からの見積もりを通し、積算を考慮した単価を支払っている」との回答が大半でしたが、「市況単価が引き上がっており、提示された単価を受け入れて一緒にやっつけていきたい」（西松建設）と答える企業もありました。

部会からは使用促進措置については、国交省の指導事項や地方整備局の通達文書を示し、各支店の担当者に周知し、適切な対応を求めました。単価については今年4月に公共工事設計労務単価が引き上げられ、国土交通大臣が建設業界の各団体に對して「労働者の賃金引上げ」を要請し



使用促進措置を各支店の担当者に徹底してください（11月15日五洋建設）



直接工事費分の単価をダンプ労働者に支払って下さい（11月15日奥村組）

た経緯や「建設業法遵守ガイドライン」を踏まえながら、全国ダンプ部会が算定したダンプの常用積算単価を示し、「直接工事費程度の単価の支払い」について、各支店の担当者に真摯な対応を促すことを求めました。

全国ダンプ 過積載根絶、背後の責任追及 全生連合会、警察庁要請行動

全生連合会、警察庁要請行動 全生連合会は、直接ダンプと契約しておらず砕石会社の責任がないとしています。しかし、部会から沖繩では生コン会社が砕石会社も経営し、ダンプに低単価を押し付け、過積載を常態化させてきた責任があり、地元警察署も生コン会社に警告を出していることを指摘し、法令遵守の徹底を要請しました。警察庁では、東江さんが直前に撮影した過積載の写真を提出し、取り締まりが弱まっていると話し、公平公正な取り締まりの実施を求めました。背後責任の追及については、昨年と同様に「再発防止命令」の発動がゼロ件となっていることを踏まえ、山内副部長が今年3月に栃木県内で組合員が過積載で検挙された事例を紹介し、両罰規定が形骸化されていると指摘し、現場の取り締まり状況について調査を要請しました。

進については、各社は「新規入場者アンケートで1人親方かどうか確認の上、労災保険の加入を促す」との回答が大半でしたが、「労災保険加入証の写しを提出させている。無ければ就労はお断りしている」（安藤ハザマ）と厳しい対応の企業もありました。